特集・市民の医療と行政の

市の医療

西 三郎〈国立公衆衛生院衛生行政学部衛生行政室長〉

これからの医療のあり方を提言する。 引用しつつ、東京、横浜といった都市の現状を考えるとともに 複雑にからみあって生じている。筆者は、国の経済社会基本計画を 医療提供者集団に横たわる、医療制度、健康保険制度などが 現代の医療問題は、適正医療を求める市民とそれに応える

Ŧi.

四

-これからの医療への提言

❷東京都の医療計画

●国の保健医療の計画

●市民参加

❷保健医療区の設定

❸保健計画

はじめに

その体系化のみではこの医療の諸矛盾を乗越え そのいずれも現在の諸矛盾を明らかにしている の展開を期待し、そのため総論を報告しよう。 加を通じ、保健医療をよりよいものにする運動 を考慮し、現状のなかで、地域において市民参 政策への提言と異なり、地方自治体ということ ても実現性に乏しいといえる。ここでは、国の ることはできない。また提言も現実とはことな といえよう。しかし、現状分析、現状の批判と った不連続な内容では、学問として優秀であっ 現在多くの医療問題について報告がみられ、

立場から一歩下がってみよう。 告にまかせ、現状を改革する運動の展開される こでは現在の医療問題を総括することを他の報 まとめ、整理した図書や報告も少なくない。こ まで幅広いところで討議がなされている。また ことを意図し、医療問題に発言している人々の このように世論の重要課題となった医療問題を 合いがあることから、国会の中から井戸端会議 現在の医療問題は、国民生活に深いかかわり

のものである。日本医師会は、医療提供の第二 スコミ等々の人々がある。ここでの四つの分類 者の立場から発言している評論家・研究者・マ 体があげられる。最後に医療問題に対して第三 療に直接、間接に物を提供している人、又は団 ための裏方の人達で、医療行政、健康保険組合 三には、社会の中で具体的に医療が実践できる の他の医療人および病院等医療施設がある。 は、仮の分類であり、これから話を進めるため 人々、又は団体と、医療産業、医薬品産業等医 などという医療制度、医療保険制度にかかわる る。次に医療を提供している医師・看護婦・そ

-医療問題の背景

●市民の訴え

都市の医療の現状

②医療提供者の声

サービスの受けてである一般市民・患者があ と四つに分けられよう。その一つは、直接医療

院の代表とかと同じグループに属して はいる

グループに属しており、日本看護協会とか、病

医療について発言している人を大きく分ける

ある。 生の実践家の一人として位置づけているもので 生の実践家の一人として位置づけている公衆衛 ループの医療制度を具体的に支えている公衆衛 のグループの研究者としてではなく、第三のグ が、医師会の発言力は、とくにきわだったもの

Challetings 15.

⊕─市民の訴え

第一のグループの発言には、公害、災害等医

う認識の有無にかかわらず、「いつでも、どこ でも誰にでも適正な医療が提供されなければな ていえることは、健康に生きる権利があるとい けた発表とその幅が広い。しかしそこで共通し な経験を通じた直截な意見から理論的に体系づ がある。これらの人々の医療問題は個別具体的 備等々福祉教育労働等のニードの発生した場合 等医療行為の周辺にある要因による場合。さら る健康被害者。差額病床、交通費負担、謝礼金 であるなど、適正な医療に至るまでの要因によ ない、受療までの経過が長過ぎる、または受け 療外の要因による健康被害者。医原病、薬害医 による所得損失、家族崩壊、生活不安、教育不 に健康被害その他による医療を必要とすること た医療が、現在の医療水準より著しく低い水準 た医療行為の要因による健康被害者。受療でき 健康回復のための医療が逆に作用し

> 故、 生がみられる。すなわち個別具体的に解決し得 に注目しなければならず、そこに医療問題の発 実には事故が発生し、苦情が殺到していること ば入院出来るのに、等々となろう。しかし、 医師が居れば起り得なかったし、差額がなけれ についての適正な知識があれば起きなかった どあり得ないといえよう。スモンにしても、薬 関連するものを除くと、患者、一般市民の医療 ものといえよう。医療に至る要因の多くは、「い 断されるものを含み、「適正な医療」を欠いた 療行為に帰因した健康被害は、医療担当者の事 とがあるという別の次元の事項を見逃している ることが地域的集団的となると解決できないこ し、救急患者のたらい回わしにしても、そこに まれよう。医療以外の要因、 辺にあるものは「誰に」でもにあたるものが含 つでも、どこでも」の例が多く、医療行為の周 らない」ことを前提にしているといえよう。医 への期待は、個別具体的に見る限り現在の医学 医療の水準からみて満たし得ない事例は殆ん 過失による場合のみならず結果から見て判 福祉等のニードに 現

を不当なこととして結びつけ、本来の医療の要 上と、医療内容の適正さとが十分保障されるこ 障するため研鑚に勉めることと、高額所得を得 ている。現状では、医師が適正な診療を常に保 が重なってくるところに、医師、とくに診療所 容が庶民の感覚からみて違い過ぎる。この二つ 払った診療費により生活している医師の生活内 満足なものでないことがある。その上庶民の支 が広まっている一方、現実には、庶民が個別に 能な状態が、マスコミ等を通じ比較的良く情報 は著しく少なくなる。このように現状で到達可 よう生涯学習に勉めていれば、医療事故の発生 病床の全廃により施設の利用の便利さを増すこ 保し、さらに、東京都の都立病院のように差額 額所得(このこと自体良いか否かは別として) ないのに、それへの期待の不十分さを医療の高 とが必要であり、それが求められなければなら られている。すなわち医療の利用の便利さの向 ることが平衡し難く、時には逆になることがみ 医師の悪徳医師像が形成されてくる一因をなし 病院・診療所から受ける医療が自分の期待する 水準を高く保ち、最新の学問の進歩に遅れない 内容は、医師をはじめ担当する医療人の技術の とは可能である。またそこで提供される医療の 者搬送をはじめ、患者の医療施設までの道を確

求を複雑化している傾向があるといえよう。こ

の他で実施しているヘリコプター利用による患

、ループに関連する医療の提供は、東京都、そ

の発言に関連する事項とに分けられよう。第二ループの発言に関連する事項と、第三グループからといえよう。ここでの医療問題は、第二グ

う。また第三グループに関連する内容も、
 言と合わせることにより、その道が開かれよ 現状では容易ではないが、第三グループの発言 分さが加わり、解決するには、必ずしも日本の 国は資本主義社会であることと医療資源の不十 の医療への不満の解決の道は第二グループの発 と合わせて後述してみよう。

❷─医療提供者の声

り広い範囲で意見が公表されている。そのなか うとする意欲があることが、前提となることは 的に医療人の意見を是とするものではないが、 で第一グループに対し、医師患者関係を正常 大学の教授、各々の医師等医療人、個人にいた 会、日本看護協会等々組織団体とともに、医科 医師会以外、病院に関する協会、日本歯科医師 の集団として日本医師会がある。しかし、日本 生教育にあたって市民が生活をより健康にしょ の対策としての衛生教育の実施には医療提供者 傾聴に値するものも少なからずある。 しかしそ 分さなどが指摘されている。このことは、全面 られる軽症者のように衛生に関する学習の不十 の努力の必要、受療態度、とくに救急患者にみ (何が正常かは別として)に保つための患者側 医療提供者の中心は現状では医師であり、そ 責任が最も大きいといえよう。なお衛

> 当然である。次に医療提供側の医療提供につい 門家としての医師の団体であり、医学・医術の が各々の専門家個人で提供されるかせいぜいチ ての発言をみると、その背景には、医療の提供 療が受けられるよう患者に医師として配慮しな そのため、自分としては時間の余裕がないと で提供される医療は適正であらねばならない。 務として患者、市民が必要とする医療を提供す する義務を有している。このことを多少拡張し 個別に患者の診療にあたるとともに、社会に対 任を持って従事している。すなわち、医師は、 さらに医学教育、医業の管理には各々医師が青 発達普及を目的の一つとしているためである。 日本医師会が、医師の利益擁護団体ではなく専 医師会に日本医学会が、置かれている。それは 本が十分には確認されていない感がある。日本 としてその責任を持つという専門家としての基 の看護婦さらにチームのみならず、専門家集団 いる例が多い。医療提供は、個別の医師、 ームで提供するという程度の理解にとどまって か、専門的技術が十分でなければ必要とする診 ることの責務を有しているといえる。またそこ て別の表現をしてみると医師たるもの共同の青 個別

師が、医学、医術の研鑽を進めるための社会制 られ、そこから患者からの不満を生じせしめて ての医師の責務が十分でない例が少なからずみ 師の都合は示されても、後段の社会的存在と 支える医療制度が必要といえる。現実には、 務に埋没してしまう例が少なくない。また時間 学、医術の研修よりも、多忙な日常の診療の業 度が十分とはいえず、個人の努力に待つ面が多 を強いられることもあることは事実である。 正しい医療をするにはあまりに、医師側の犠牲 康保険制度さらに医療産業、医薬品産業のため たって、第三のグループに属する医療制度、 いる。勿論医師が個別の患者に診療を行うにあ るとは限らない。このため結果としては、 く、その成果が経済的生活に必ずしも反映され そ

療を引き受けられない事態もあり得る。これら 的、空間的に医師の絶対数の不足のなかで、 ない。また医療提供の利用阻害因子を除くもの に果たすために医療制度が存在しなければなら の本来の責務を果たしていないことになろう。 が、医師全体ないしは医療提供者としては、 のことは、個別には許されるように は 見える 医療提供者が医療提供者としての責務を十分

そのような体制を作るための医師集団とそれを それを日常的に可能となる体制が前提となり、 くてはならない。この医師としての配慮には、

ために医療制度が存在しなくてはならない。医療本来の目的を達成させるのかという目的の患者(市民)との関係をいかに良い状態に保ちま者(市民)との関係をいかに良い状態に保ちして国民に医療を提供する立場から第三のグル

一一都市の医療の現状

変化のみならず、健康診断、身障者の医療、 求と救急医療需要増、という従来の診療面での 訟の増加と防衛医療の出現、休日夜間診療の要 への期待と専門病院・病床の供給不足、医療訴 ることは明らかといえる。すなわち、高度医療 医療における問題の先進的要素を多く含んでい のため、都市における医療は、あらゆる意味で い傾向を示してくることは当然といえよう。そ ニードと最新の医療情報とにより医療需要の高 が高い傾向を有している。すなわち、高い医療 地域的結びつきの弱さ等が加わり医療のニード 都市的生活環境のなかで、環境悪化、核家族化 見、医療技術の進歩の状況について比較的正し についての情報が多く、とくに最新の医学的知 ものではない。しかし一般に市民、患者は医療 い知識を有している。またさらに都市住民は、 都市の医療も、全国の医療と本質的に異なる

といえよう。といえよう。といえよう。といえよう。といえよう。といえような都市の医療の問題は、これからの新しい医療への道の医療の問題は、これからの新しい医療への道といえよう。

●─国の保健医療計画

国の示す保健医療計画の多くは必ずしも将来の保健医療に対する政策を明示せずに施設整備を中心としている。しかしその中でも国の経済を中心としている。昭和四十八年に策定された国の「経済社会基本計画」がその最初のもので、昭和五十年の「昭和五十年代前期経済計画」はそれを踏襲したものといえる。ここに「経済社会基本計画」の人部を引用しよう。

- ② 医療・公衆衛生部門 医療・公衆衛生部門に ② 医療・公衆衛生部門に 医療・公衆衛生部門に 医療・公衆衛生部門に 医療・公衆衛生部門に 医療費の患者負担については、資源の濫用を そ 一〇年程度を目途にその推進をはかる。 で、給付割合の不均衡の是正、次に例示するような重点的な資源配分等を検討し、負担の軽減 うな重点的な資源配分等を検討し、負担の軽減 をはかる
- @ 老人等特定階層の負担軽減

- 高額医療等家計に対する影響の大きいもの難病・奇病等特定疾患についての負担軽減
- ② 老人医療の無料化について、支給制限の緩和についての負担軽減

等その拡充をはかる。

- \bigcirc について検討を深める。 ど他部門との間の連携の確保に努める。なお、 よって、医療関係機関の機能の効率化をはか 要度の高い分野での供給を増大していくことに 等在宅ケアーの充実とその機能分化を進め、必 施設整備にあたっては、公私部門間の役割分担 る。その際、医療機関相互間および社会福祉な 整備、保健婦活動等を中心とする保健サービス 害者、精神障害者のリハビリテーション施設の 療施設の重点的かつ緊急な整備、老人、心身障 高度の医療技術を提供する がん医療、 小児 医 する分野で供給不足がいちじるしい。このため の医療技術を必要とする分野、長期慢性の医療 訓練を必要とする分野、在宅ケアーを必要と 医療需要の多様化が進むなかで、とくに高度 循環器医療等の専門医療施設および救急医
- ムの開発を進める。 化、高度化などをはかるため、医療情報システ化、高度化などをはかるため、医療情報システ
- る。) 成人病、難病等についての研究開発を促進す
- 報酬体系、薬剤の使用状況などについても配慮

 医療部門の充実を進めるにあたっては、診療な医療供給の偏在是正の施策を強力に進める。

 へき地、休日・夜間等、場所的および時間的

③ 社会福祉部門 社会福祉施設の整備について (3) 社会福祉部門 社会福祉施設の整備について は計画的、かつ、重点的に整備することとし、と くに、収容保護を必要とするねたきり老人、重度 の心身障害児 (者) などに対しては、計画期間中に全員入所できる態勢を確立するとともに、施設 運営の改善合理化をはかる。また、家庭奉仕員の 単員をはじめ、コミュニティケアー、在宅ケアー

しつつ、医療保険制度、医療制度の検討を行な

等の充実をはかる。

療、救急(救命)医療の機能と中間施設の機能を分離させた新しい機能分担を導入している。と分離させた新しい機能分担を導入している。と分離させた新しい機能分担を導入している。②従来、診療所・病院の外来のみにまかされていた在宅者に対し保健婦サービスを含む訪問看いた在宅者に対し保健婦サービスを含む訪問看いた在宅者に対し保健婦がしている。③各保健医療さらに福祉施設の連携、④医師をはじめ保健医療さらに福祉施設の連携、④医節をはじめ保健医療さらに福祉施設の連携、④医を構等により①及び②の機能の維持向上を意図を構等により①及び②の機能の維持向上を意図を構等により①及び②の機能の維持向上を意図を構等により①及び②の機能の維持向上を意図を構築により①及び②の機能の維持向上を意図を構築により①及び②の機能の維持向上を意図を表している。

❷─東京都の医療計画

最近の東京都の計画をみると表一に示した行

東京都医師会は地区医師会の協力を得て、一次方向はすでに具体化し着々整備されているとい方向はすでに具体化し着々整備されているといった。また東京都医師会においても東京都と一年八月十七日)を交換し、さらに細目を定め災害時の医療救護活動について重要な役を定め災害時の医療救護活動についても東京都とでとめ災害時の医療救護活動についても東京都という。また東京都医師会においても、東京都との協力を得て、一次方向はすでに具体化し着々整備されているという。

割を荷っている。また休日夜間についても「夜 を定め災害時の医療救護活動について重要な役 緊急、救命、救急医療、②防災医療、③高度特 り、そのなかで都立病院整備の具体化として① 医療体制の整備」等についての検討を行ってお 所をもって発足した。その他「東京都における 救急医療施設二十ヵ所、二次救急医療施設七カ 東京都医師会は地区医師会の協力を得て、一次 殊不採算医療、④療育収容を中心とする医療、 整備についても考えられることであろう。現在 とは単に都立病院のみならず、将来一般の病院 た病院へと脱皮する方向を示している。このこ 整備がなされている。すなわち、都立病院をい 案は、前述の東京都計画に盛込まれ都立病院の ⑤社会予防衛生的医療、⑥僻地離島医療、 確となり、 センターであり、現在においてその役割が不明 わゆる総合病院からそれぞれの機能を明確にし ハビリテーション医療等に分類している。この `総合病院は三十年前に考えられたメディカル いたずらな総合病院の整備建設は好 **7**

ましいものとはいえない。

以上のような新しく機能分担した病院が、相 「ないて、多数の設置主体の異なる病院があた。 り、またその機能も類似していて必ずしも分化 が十分ではない。このためのシステム化が図ら れなければ、逆に機能分化の崩壊することは明 れなければ、逆に機能分化の崩壊することは明 のかである。

まで発展しなければ、都市の新しい医療ニード 域におけるあらゆる保健医療機関の機能分化に の事業での主治医の役割が将来より重要となる けて新しい地域ケアの第一歩といえる。なおこ で昭和五十年五月から始めた潜在看護婦を活用 に応えることはできないといえる。なお横浜市 療が結びつき、さらに病院医療、在宅者医療と を定める等(東京都東村山市では実施)主治医 要請指示、逆に主治医の居ない患者には主治医 であろうことから、主治医からの看護婦派遣の した「訪問看護婦活動事業」は、東京都に先が 祉を組織的に実施する体制に入ってきた。 そこでは専門病院、 実際例として東京都東村山市、日野市があり、 のシステムをつくる橋渡しとなってくる。この との関係を明らかにすることを通じ、看護と診 また、病院のみの機能分化では不十分で、 診療所、地域看護、地域福 地

表一1 東京都「都民の健康」事業計画 昭和52年度

旋			体 系	全体計画	事業の現況 (51年度末)	52~54年	度計画	達成率 (A+C)	説明
果題	施策名		事業名	A	B	規模C	事業費((<u>B</u>	.91
	健康	保健	保健所の整 備	設置18か所 改築 7か所	16か所 5か所	1か所 2か所	百万円	94.4 100	地域保健衛生活動の中心機関である保健所を必要な地域に 増設するとともに、施設、設備を近代化するための改築を 行う。
	保持と増	サービスの	保健相談所 の設置	13ታኣቮና	7か所	2か所	226	75.0	保健所の業務のうち、健康診断など対人保健サービスをきめ細かく提供するため、保 所利用の不便な地域に保健所 のブランチとして保健相談所 を設置する。
6		充実	歯科衛生事 業の充実	歯科衛生相 談室の設置 17か所	5かぶん	9か所	76	82.4	幼児の虫歯予防対策として、 多摩地区の保健所(今後設置の予定のもの含む)すべてに 歯科衛生相談室を設置して核 診及び予防処置を行う。
都	医療サービスの充実 救急・災害医療体制の敷		休日、夜間 診療体制の 整備	休日 68日 208か所 306床 夜間 365日 128か所 195床	同 左 夜間 18日 34か所 102床	同 左 夜間 118日 34か所 102床	3,689	32.3	休日、夜間における救急医療体制を整備するため民間医療施設に対して人件費の補助を行う。 行う診療については本計画期間中に日曜、土曜の夜間に対ける診療体制の確保をはかる。
民(の 対	や制の整備	救命センタ ーの整備	施設整備補 助 2か所 40床 運営費補助 9か所 200床	1か所 20床 4か所 100床	1か所 20床 5か所 100床	630		現在都内で不足している重症 救急患者用の救命センターを 確保するため民間医療施設に 対して施設及び運営費の補助 を行う。
の <u>1</u>	康	都	神経病院の 建設	(48~54 年度) 病 床 300床	実施設計 工事の一部	病 床 300床 工事の残初 度備品	10,479		スモンなど疾病の原因、治療 方法が明確でない神経病の専門病院を府中病院敷地内に到 設し、診断、治療、医学的リ ハビリテーションを行う。
	の 可	立医療機関の整理	広尾病院の 建設	(48~56 年度) 病 床 500床	基本設計	病 床 500床 実施設計 工事の一部	4, 366	45.0	現在都内で不足している救命 センター及び最近患者が増加 している公害医療など専門特 殊医療分野の充実をはかるため老朽化した施設を改築し、 近代的設備を持った病院を頻 設する。
í	复		小児保健院 増設	(49~54 年度) 病 床 61床	実施設計 仮 設 棟	病 床 61床 工事ほか	1,736	100	児童福祉法に基づく収容乳児のうち、未熟児などに対応するとともに、多摩西部地域における小児救急医療需要にも対処できるよう病床を増設して医療水準を高める。
		代化	虚弱児施設 の整備	(48~54 年度) 収容人員 180人 病 床 60床	実施 設計 震嫌婦で 会館 を 本学 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	本館、学童 棟工事の残 幼児棟工事	1, 236	100	虚弱児施設における医療的ケアーの質的向上をはかるため、既存の成東児童福祉園をめ、既存の成東児童福祉園を統合改築するとともに、小児アレルギー関係の病床を付設して内容の充実をはかる。

資料 とうきょう広報 76 増刊号 東京都行財政 3 か年計画 通巻324号

東京都 都民生活局広報部 1976

❸─横浜市の困難性

供給側から、 り都市では、 い。 又は民間医療施設の協力によらなければならな 設の整備により特殊専門病院とするにはあまり 院、感染症の万治病院のみでその他の病院は施 に応えられる特殊専門病院は医学教育の大学病 携の必要がより急務であるにもかかわらず、 ことは、 平均を上回っているに過ぎない。図一に、 ていることもあり、大病院、専門病院が少なく させている。横浜市は、従来より東京に隣接し られている。 に分野が限られている。 い状況となっている。また市立の広域的な需要 実の超過需要のなかでは組織化をする余裕もな 口急増地区の一般診療所の不足は著しい。 医師数においても同様で中心部がようやく全国 病床数は全国平均を大きく下回っている。 きまでみられ需給のアンバランスをさらに加速 ンバランスが著しい。そのようななかでさらに に医療施設、 る。すなわち、 一般診療所数と人口増加とを示したように、 都市の医療ニード、 このような困難な状況のなかで、 病院の機能分担、 供給増加を必要以上に抑制する働 医療供給が一般に高くなって 医師の増加が追付かず、 しかし、 医療施設、 医療需要の高いこともあ 大都市周辺部は、 このため、 医師の都市集中がみ 地区の診療所との連 現在の公的 新しい医 需給のア 人口增 また 現

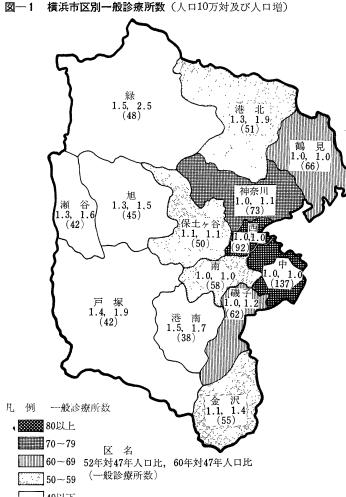
> より必要となってこよう。 療体制の確立のための努力が、他の大都市より

――これからの医療への提言

四

それは、これらの事項が重要でないからでな業、医薬品産業の問題点すら指摘しなかった。いう基盤には全く触れなかった。また、医療産販療問題の所で、医療制度、医療保険制度と

ζ, なかで評価されなくとも、地域のなかで、 ではない。 味を有していることなどを排除することは容易 師 の医療は運営が困難となろう。確かに出来高払 ることは容易ではなく、 い制度のもとで、 健康保険制度から離れた制度を具体的に実施す の一部にみられる診療費、 地域的な問題ではないことによる。現在の しかし、 地域の診療を担当している医 医学研鑚が健康保険制度の また、財政的にも地域 医療単価により興



49以下 全市平均58.1 全国平均66.4(昭和49年末現在)

に必要、 く地域での専門家としての医療人による、医療 の政策を動かすことによるが、それのみではな を排除するのは、理念ではなく実践であり、 面が大きいと思われる。しかし、産業側の圧力 は ある。最後に医療産業、医薬品産業 に 対して 機能としての中間施設は整備することも容易で 法律がなくとも機能分化は可能であり、さらに は古過ぎることは明らかである。しかし新しい ても同様で、医療法による病院、診療所の区分 の保健医療の充実は図られる。医療制度におい 保険外のサービスを拡大することにより、地域 可能とすることは必ずしも困難ではない。また 団による評価、さらに地域の住民による評価を より実践面での事項を中心として提言を述べよ える。このため、ここではこれらの基礎的事項 しては人間優位の医療産業にはなり得ないとい ないし日本医師会の段階での努力は、大きく国 地域のみからでは新しい流れに抗し得ない 重要を適正に評価する勇気と行動なく 玉

●一市民参加

自明のこととなる。現在欧米諸国においてはそ療における市民参加が無くてはならないことはこの原則を常に明確にしておくことにより、医保健医療の主体は患者であり、市民である。

責任が果せることは可能である。医師会は、理

のため具体的市民参加のための努力を行っていのため具体的市民参加は容易なことではない。またこの市民の参加がいわゆる「市民」として、所民参加は容易なことではない。またこの市民の参加がいわゆる学識経験者、評またこの市民の参加の段階でとどまっていては意味がない。そのような人の意見は文献により十分得ることができるから、それぞれの地域で具分得ることができるから、それぞれの地域で具分得ることができるから、それぞれの地域で具分得ることができるから、それぞれの地域で具体的に保健医療をより良くするための実践性を有する意見の表明と実態として保健医療への参加こそ市民参加の意義があるといえる。

❷─保健医療区の設定

市民代表と行政とにより十分地域の保健医療の市民代表と行政とにより十分地域の保健医療にならに分割された小地区において、保健医療にさらに分割された小地区において、保健医療に変の獲得が容易でない、区又は地区にその権限を委任することは多少の危険も考えられなくはを委任することは多少の危険も考えられなくはをない。しかし、現実には各区に保健所があり、医師会があり、その他専門職種の人々が少なからず各々の業務に従事している。それらの人々らず各々の業務に従事している。それらの人々らず各々の業務に従事している。それらの人々が少なからず各々の業務に従事している。それらの人々に、地域全体の問題に専門家として参加させ、

念として地域保健、地域医療を提唱し、一部の施設収容への依頼により医療内容の向上を図ったより広域的な地域からの専門分野の協力、といる。またこれらを支える医療資源とを行っている。またこれらを支える医療資源とを行っている。またこれらを支える医療資源ととのより広域的な地域からの専門分野の協力、は、さらに市民の奉仕者により組織的実際活動者、さらに市民の奉仕者により組織的実際活動者、さらに市民の奉仕者により組織的実際活動者、さらに市民の奉仕者により組織的関係を表している。

に基づいて市の権限と予算を委譲することが必議し、その組織体の活動、保健医療計画の評価計画を策定する。横浜市当局はその組織体と協民、専門家、行政担当者よりなり地域保健医療置することが必要といえる。その組 織 体 は 市型 は地区において、保健医療を推進させるため区、地域における保健医療を推進させるため区、

❸─保健計画

要といえる。

達成は不可能である。そのような理想状態は、 き成は不可能である。そのような理想状態は、 う保健計画は全く異なったソフトなものといえる。市民側の「いつでも、どこでも、誰でも適 というと一般にハード な 施地域の保健計画というと一般にハード な 施

犠牲を強いられ過ぎる。 犠牲を強いられ過ぎる。 「大学十一号」昭和二十六年決定、『日本医師会雑誌』 三頁―三三八頁)を完全に実施するにはあまり 二十六巻十一号 昭和二十六年十月十一日三三 二十六巻十一号 昭和二十六年十月十一日三三 にも現実の医療制度、医療保険制度のもとでは にも現実の医療制度、医療保険制度のもとでは にも現実の医療制度、医療保険制度のもとでは 特殊な階層を除いては世界中どこにも実現して

援助、 的にはそれらの要求をふまえて地域のなかで現 通じ信頼関係を確立し、対話への道をひらいて 供側との現状における医療の矛盾の共通体験を た事例では、市民の学習、それも実際に医療の 生まれて来よう。前述の東京都の一部でみられ めの共通の歩みよりによって始めて保健計画が 多いが、少なくとも、具体的な改善、 る。現状の多くの対話集会が、批判やら非難が であり、そこでの組織体の拡大されたものであ ばならない。その対話の場が前述の区又は地区 療提供側も現状と倫理とのあまりに大きな格差 めに、医療提供側との対話が必要といえる。医 実の個別具体的な医療を一歩、一歩改善するた 理に基づく医療を直接要求するのでなく、基本 市民側は、健康に生きる権利とさらに医師の倫 に対し、十分な反省のもとに対話に望まなけれ これらのことから、次のことを提案しよう。 介助の奉仕を含めた学習を行う。医療提

> いる。 形で行い得ないことは明らかである。 څ 年度ではそこでの医療費六十億円、うち患者が 部の地区では実践が可能であることも明らかで いった。このような試みは、全国に試みられて 善し、よりよい医療を保障しようとする計画に ら地方財政も家計もともに悪化しているとはい ○七億円、衛生費三億円となっている。現在、 直接支払ったのは七億円である。地方財政二二 ある。人口十万の地区を仮定すれば、 による実践を通じ、 しあうことが不可能ではないし、またその協力 行政側、医療提供側、市民側から費用と力を出 え、その地域で保健医療の矛盾をすこしでも改 ための財源が捻出できるであろう。このことか 合理的運営、積極的な投資により、健康を守る 十万人にこれだけの金が使われている。多少の 九億円、衛生費十六億円であり、横浜市では一 しかし、これを直ちに横浜市の全市的な 医療問題解決の端緒となろ 昭和五十 しかし一

五一おわりに

している人々を対象に、その人々に必要なサーければならない。そのため、複雑な社会生活を包括的総合的な健康保持増進のための働きでなこれからの保健医療は、狭い予防、治療から

的 うな現状について、研究者、評論家をふくめ多 医療保険制度は、新しい時代の要請に応えてい ながら、それを実施するには、現行の医療制度 基づいたものであることが期待される。しかし ビスを提供し、その内容は最新の学問の成果に も一つの解決の道と考えこの報告を行った。 うな背景の状態を正しく認識し、前述のように の段階ではこれらの背景の条件を根本的に変革 業の倫理を医療の倫理に優先させた各種の医療 くの人から指摘されているが改善の道は遠いと 保健医療サービスを提供している人 々の 個 人 く、その評価のしくみもない。このため現場の あるにもかかわらず、それを支える制度もな 式として「チーム」によることが期待され、 るとはいえない。例えば、これからの活動の様 論はいずれ機会が許せば報告しよう。 おこの報告は入門、総論であり、具体的な実践 保健医療担当者と市民・患者との共同した働き させることは容易ではない。このため、このよ 保健医療サービスが提供されているが、 の財を提供している。このような苦しいなかで いえる。その上、医療産業、医薬品産業は、 らに「チーム間」とくに施設間の連携が重要で を通じ基本的問題の改革をよぎなくさせること 施設独自の努力にまかされている。このよ 地域的